

春日部市告示第552号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次のとおり定め、告示の日から施行する。

平成23年12月 5日

春日部市長 石川 良三

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

市内の区域のうち、次に掲げる区域を指定する。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による工業専用地域を除く区域
- (2) 都市計画法第8条第1項第1号の規定による工業専用地域のうち、(1)に掲げる区域との境界線から内部への水平距離が100メートルまでの区域